

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件

岐阜国民年金 事案 868 (事案 44 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
申立期間の保険料は、私の母親が市役所か町内で納付していたと母親から聞いた記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の母親が自身の保険料と一緒に納付してくれたはずであると主張しているところ、その母親は昭和 37 年 6 月に任意加入し、それ以降の保険料を納付していることから申立人の主張は不合理であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 2 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人から提出された申立てについて、新たに、申立人の妹から、「嫁ぐ際に、母親から年金手帳を受け取り、最初から納付してあると聞いた。」との証言が得られたことから、申立人の母親が昭和 38 年 1 月ごろ国民年金の加入手続を行い、その時点で納付可能な申立期間について、さかのぼって納付したと考えても不自然ではなく、申立人の主張には特段不合理な点が見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月及び同年3月

20歳になったところに、当時勤務していたA町役場の年金担当者から加入を勧められ、国民年金に加入した。保険料は農協のB支店か役場内出張所で納付書により納付した。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、未納期間は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年7月ごろに払い出されており、当該年度の4月までの保険料がさかのぼって納付されたものとうかがわれることから、申立期間の2か月のみ納付しないと考える上、その時点では、申立期間は過年度納付が可能である。

さらに、申立人は、保険料を農協のB支店か役場内出張所で納付書により納付したと述べているところ、昭和58年当時、その農協のB支店は存在している上、農協本店の職員が税金等の収納事務のため役場へ出向していたことが確認でき、共に過年度の国民年金保険料を収納することが可能であったことから、申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から13年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から13年8月まで
平成8年9月に国民年金の受給資格を得たが、60歳では50%しか受給できないとのことで、100%受給できるように65歳まで口座振替で継続して納付した。申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人名義の預金口座で夫婦二人分の国民年金保険料を口座振替により納付していたと主張しているが、当該預金口座の出金記録を調査したところ、申立期間直前の平成8年8月までは二人分の保険料が引き落とされているが、その後13年7月までの期間は一人分の保険料しか引き落とされていない。

また、申立人の妻は平成13年*月に60歳となることから、同年7月までの期間は強制加入被保険者であり、前述の出金記録で確認できる申立期間の国民年金保険料は申立人の妻の国民年金保険料と考えるのが自然である。

さらに、申立期間は高齢任意加入の対象期間となるが、申立人は、高齢任意加入の手続をすることなく、引き続き口座振替で保険料を納付していたと主張しており、申立人の主張は不合理である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年2月から53年3月まで
20歳のころ、父親が国民年金の加入手続をし、私が大学を卒業するまで保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年12月に払い出されている上、申立人は、勤務していた会社が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、同年ころ、自身で国民年金の加入手続をしたと述べていることから、申立人の国民年金加入手続は、そのころに行われたと推認でき、その時期を基準とすると、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 16 日から同年 9 月 4 日まで

私は、在職期間証明書のとおり、昭和 40 年 3 月 16 日に A 支店に採用され、同年 6 月からは B 支店（現在は、C 支店）に転勤し、同年 9 月 3 日まで臨時補充員として勤務した。臨時補充員として採用された者は、全員厚生年金保険に加入していたものと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 支店から提出された在職期間証明書及び履歴書により、申立人が申立期間に A 支店及び B 支店に臨時補充員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、「A 支店及び B 支店の職員数は 4 人で、そのうち臨時補充員は自分一人だった。」と供述しており、申立期間当時、国の事務所で常時 5 人以上の従業員を使用するものが厚生年金保険の適用事業所となることから、両事業所は厚生年金保険の適用を受ける必要の無い事業所であったと考えられる上、オンライン記録によると、A 支店及び B 支店が、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、申立人は、「A 支店及び B 支店の給与計算は D 支社が行っていた。」と供述しているところ、当時 D 支社であったと思われる E 支社及び F 支社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において、申立人の氏名は無い。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、A 支店及び B 支店の上部組織である G 社 H 支社は、当時の賃金台帳等の関係資料を保存していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで
② 昭和 41 年 11 月 1 日から 49 年 8 月 26 日まで

申立期間①については、私は昭和 40 年 5 月 1 日にA社に入社したが、同社に係る厚生年金保険の加入記録が入社日からになっていない。申立期間①を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②については、私は測量士の資格を持っていたので、厚遇で迎えられ月額 5 万円で入社したと記憶している。昭和 48 年にB社のC住宅への入居に際し、所得が家賃の何倍以上でなければならないという条件があり、それを満たして入居したことを覚えている。A社に係る標準報酬月額が減額訂正されているとしか思えないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の供述に信憑性^{びよう}がうかがえること、及び同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社で勤務していた同僚 11 人に照会したところ、11 人全員が申立人と同様に、入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日にかなりの相違が見られ、相違期間が 1 年を超えていると推認される同僚が 6 人もいることから、同社では従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間①において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、A社で勤務していた期間における標準報酬月額^{ソキョウ}の相違について申し立てている。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和47年については、申立人がB社のC住宅への入居申請書に添付した給与支払報告書により、給与から控除された社会保険料を確認できるものの、当該社会保険料はオンライン記録にある申立人の標準報酬月額から試算した保険料と近似している。

また、上記期間を除く申立期間については、給与明細書等の関連資料が無いことから、申立人のA社における厚生年金保険料及び報酬月額を確認することができない。

さらに、A社は昭和59年に解散し、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、証言を得ることができない。

加えて、申立人の申立期間②におけるオンライン記録上の標準報酬月額は、^{ソキョウ}遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 26 日から 44 年 8 月 26 日まで
中学校を卒業し、最初に就職したA社B工場での厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支払われたことになっているが、私は受給した覚えは無い。支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和44年9月27日に支給決定されており、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間当時の脱退手当金の取扱いについて、A社本社は、従業員に代わって請求手続を行っていたと回答している上、C基金の記録により、申立人に係る厚生年金基金の特別脱退一時金の処理経過とともに、同一時金の請求に当たっては、脱退手当金裁定請求書受付証明書の添付が必要であったことが確認できることから、脱退手当金の請求が行われなかったとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 984

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 21 日から 56 年 6 月 1 日まで
昭和 43 年 1 月に A 社を創業し、48 年 8 月 1 日から従業員を厚生年金保険に加入させたが、個人事業であったため事業主は加入が認められなかった。52 年 12 月 15 日に B 社を設立したことにより、事業主にも加入義務が生じたため 53 年 7 月 21 日から厚生年金保険に加入したが、56 年 6 月 1 日までの加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の商業登記簿謄本から、同社は、昭和 52 年 12 月 15 日に設立され、申立人が代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所原票から、申立人が個人事業として創業した A 社は、昭和 48 年 8 月 1 日から 55 年 8 月 21 日まで健康保険厚生年金保険の適用事業所であったこと、及び B 社は 56 年 6 月 1 日に健康保険厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A 社及び B 社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、「A 社が火災に遭い、一時期社会保険に加入していなかったことはあるが、同社と B 社が重複して厚生年金保険の適用事業所となったことは無い。」と供述している。

さらに、上記の社会保険労務士が保存している事業所台帳から、オンライン記録と同様に、申立人は、昭和 56 年 6 月 1 日に B 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人から提出された B 社の決算資料からは、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 21 日から 56 年 6 月 1 日まで

昭和 43 年 1 月に夫とともにA社を創業し、48 年 8 月 1 日から従業員を厚生年金保険に加入させたが、個人事業であったため事業主等は加入が認められなかった。52 年 12 月 15 日にB社を設立したことにより、法人の役員にも加入義務が生じたため 53 年 7 月 21 日から厚生年金保険に加入したが、56 年 6 月 1 日までの加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の商業登記簿謄本から、同社は、昭和 52 年 12 月 15 日に設立され、申立人が役員であったことが確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所原票から、申立人の夫が個人事業として創業したA社は、昭和 48 年 8 月 1 日から 55 年 8 月 21 日まで健康保険厚生年金保険の適用事業所であったこと、及びB社は、56 年 6 月 1 日に健康保険厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社及びB社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、「A社が火災に遭い、一時期社会保険に加入していなかったことはあるが、同社とB社が重複して厚生年金保険の適用事業所となったことは無い。」と供述している。

さらに、上記の社会保険労務士が保存している事業所台帳から、オンライン記録と同様に、申立人は、昭和 56 年 6 月 1 日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人から提出されたB社の決算資料からは、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 1 日から 37 年 8 月 1 日まで

私は、A社B支店において友人のC氏と一緒に営業職として勤務していた。平成 11 年ころ社会保険事務所（当時）へ年金相談に行った時に、同社の厚生年金保険記録があるような説明をされたことを明確に記憶しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社で従事していた仕事内容の記憶及び申立人が名前を記憶している上司、同僚が同社の厚生年金保険被保険者となっていることが確認できることから、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「販売員は委任契約のため、原則として社会保険加入の対象外であった。一部の成績優秀者が審査基準に達した時点で加入させる場合があったが、申立人については資料が無く確認できない。」と回答している上、D健康保険組合も、「当時の販売員の雇用形態は委任契約制度しか無く、健康保険組合に加入はできない。例外として、優秀販売員4期以上の資格を有した場合は加入できたが、B支店の被保険者カードは昭和51年11月以降の有資格者分しか保存していないため、申立人については確認できない。」と回答している。

また、申立期間に厚生年金保険被保険者期間のある同僚は、「当時の営業職は社会保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 987

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
昭和 34 年 4 月に女子 4 名が A 事業所に採用された後、B 事業所に 1 名、C 事業所に 2 名、D 事業所に 1 名配属され、私は同事業所で 39 年 8 月まで勤務した。それぞれ勤務地も違ったし、50 年も経過したので同期の人の名前は覚えていない。仕事は発行関係事務、書類整理等だった。申立期間に勤務していたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚で A 事業所に採用され、B 事業所に配属された同僚は、昭和 34 年 4 月に申立人と同時に採用されたと供述しており、E 県職員の複数の同僚も、時期は特定できないものの、申立人が勤務していたと供述していることから、申立人が、申立期間において D 事業所に勤務していたと推認される。

しかしながら、当時の社会保険担当者は、「各事業所に配属された職員は昭和 37 年より前には厚生年金保険に加入させていなかった。」旨の供述をしており、オンラインの記録によると、前記の同期入社と同僚を含め職員は、昭和 37 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間において厚生年金保険の資格を取得しており、それ以前に資格取得している者は確認できなかった。

また、A 事業所は、「当時の資料は無く一切不明である。」旨の回答をしていることから、申立期間における保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 7 月 20 日まで
私は、A社B工場で朝8時から夕方5時まで事務職として勤務し、時々糸の検査をしていた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務していたと申し立てている。しかしながら、A社B工場に係る健康保険被保険者名簿によると、申立人が申立期間以前の昭和17年8月2日から19年7月21日まで勤務していたこと、及び申立人が同時期に入社したと供述している同僚も、17年8月2日から19年9月25日まで勤務していたことしか確認できない。

また、申立人は、3人の同僚の氏名を記憶しているが、2人は連絡先が不明であり、1人は申立人のことを覚えていないとしていることから、これらの者からは、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができず、他の同僚も申立人のことを記憶している者はいない。

さらに、A社B工場を継承するC社は、「申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

加えて、申立期間においてA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。